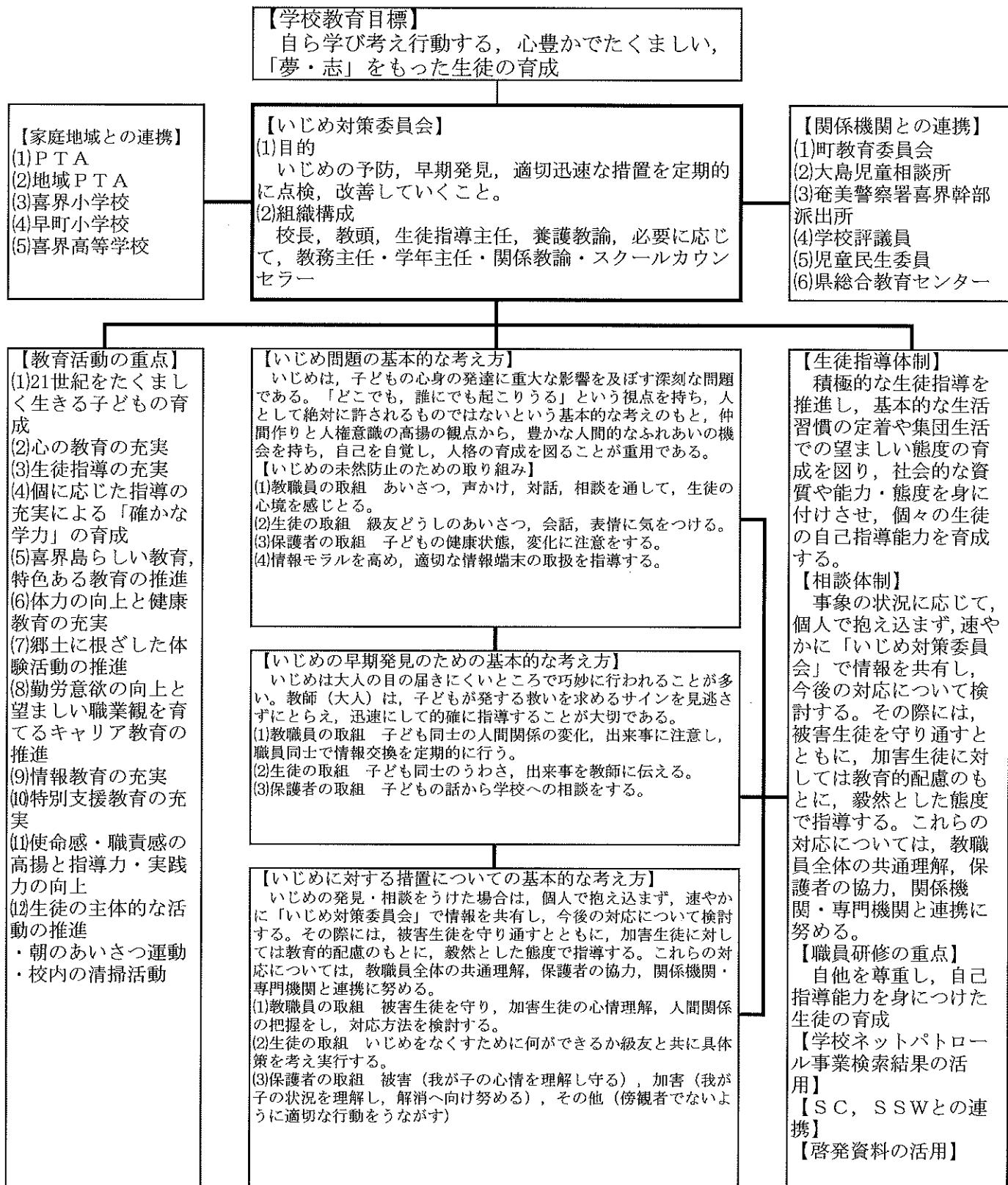


## 喜界中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、「自ら学び考え方行動する、心豊かでたくましい、『夢・志』をもった生徒の育成」を目標に、本校の保護者及び、地域住民、児童相談所、警察署等の各種関係機関の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するため、喜界町立喜界中学校いじめ防止基本方針を策定する。

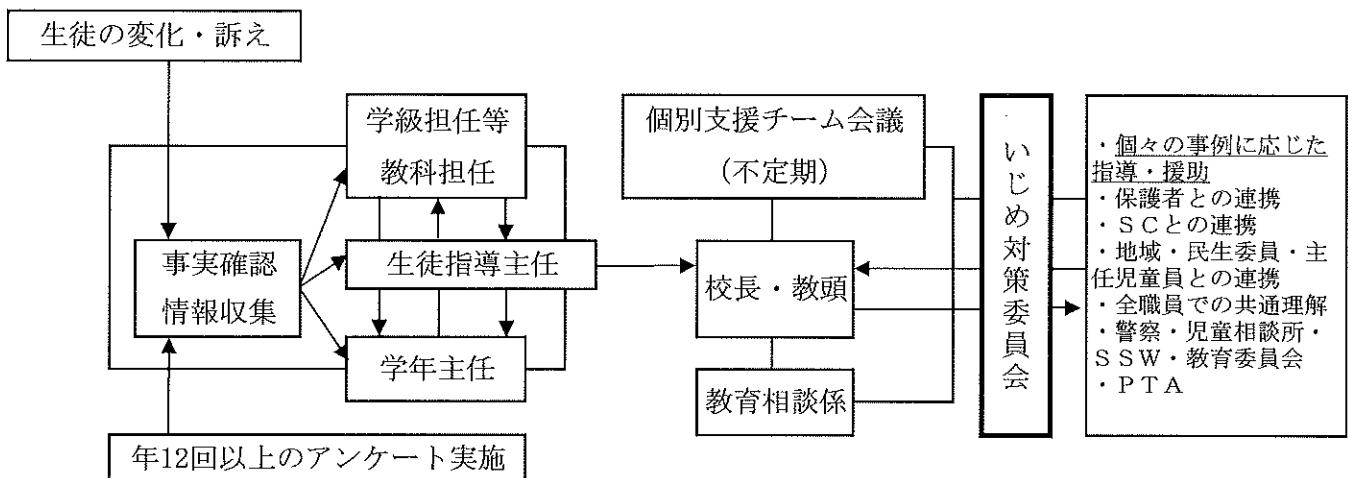


【いじめ防止対策年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・特活等	生徒会	情報モラル	教育相談	職員研修等
4	年間及び1学期の活動計画を検討する。引き継ぎ事項等の確認と検討を行う。	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	生徒会入会式	学校生活オリエンテーションでの全体指導	家庭訪問	生徒指導共通理解 学校基本方針の確認
5	集団生活の中で自分の役割の認識させる。	いじめアンケート 「学校楽しいーと」「SNSチェック」	道徳【生命尊重】	生徒総会	PTA総会での啓発活動	事例研修	家庭訪問で得られた生徒の情報に関する共通理解
6	身なりを正し、きまりのある充実した生活を目指し、指導する。	教育相談カード いじめアンケート	いじめ防止標語募集			教育相談	
7	取組評価アンケートを実施する。	いじめアンケート	道徳【思いやり】		生徒への全体指導	三者相談(希望者)	生徒指導事例研修
8	取組評価アンケートの集計と検証を行う。2学期の活動計画を検討する。	いじめアンケート					取組評価結果から 2学期の生徒指導
9	実態に基づいた対応策を検討する。	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				具体的な対応のあり方
10	行事への取組に積極的に協力を促す。	いじめアンケート		生徒会役員選挙 生徒総会任命式			
11	取組評価アンケートの実施と集計を行う。	教育相談カード いじめアンケート				教育相談	
12	取組評価アンケートの実施と集計を行う。	いじめアンケート	人権週間 12/10～12/16		生徒への全体指導	三者相談(3年)	取組評価結果から
1	新年の目標を立てさせ、実行を促す。	いじめアンケート 「学校楽しいーと」「SNSチェック」					3学期の生徒指導 具体的な対応のあり方
2	卒業・進級に向けた準備をする。	いじめアンケート			生徒への全体指導 情報セキュリティ月間	三者相談(1・2年希望者)	
3	年間の取組を検証し、次年度活動計画案を作成する。	いじめアンケート					

## 【指導体制】

※ いじめの緊急事態における情報入手・発見・対応の流れ・連絡体制



## 【いじめの未然防止】

～具体的な考え方～

全職員が、いじめ問題の重要性を認識し、いじめがあるのではないかという問題意識をもつ。

- (1) 平素から生徒と積極的に関わる場や機会を多くし、温かい人間関係を深める。
- (2) 生徒の言動や表情の変容を素早く察知し、全職員の共通理解・共通実践に努める。
- (3) 校外のようすについては、保護者や地域住民との緊密な連携を図り、情報入手に努める。

## 【いじめの早期発見】

～具体的な考え方～

全職員が、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いという認識をもつ。

- (1) 生徒の言動や表情を正確に観察し、些細な変容を見逃さないように努める。
- (2) 些細なことでも、生徒から職員に即時に情報が入る関係性、校風を醸成する。
- (3) 校外のようすについては、保護者や地域住民と緊密な連携を図り、情報の入手に努める。

## 【いじめへの早期対応】

～具体的な考え方～

全職員が迅速で組織的な対応を心がけるとともに情報を共有し合い、役割分担を明確にし、いじめられた子を絶対に守るという認識をもつ。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という職員の毅然として一貫した態度を示す。
- (2) 被害者生徒を迅速に保護し、事実関係を正確に把握する。(複数での対応を原則とする。)
- (3) 報告・連絡・相談を確実に実践する。いじめの再発防止のための指導法の工夫・改善に努める。

## 【重大事態への対応】

- (1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めらるるとき。

これらを踏まえて、該当の事例が発生した場合、上記の体制において厳重に対処する。また、下記に該当する場合も速やかに調査し、隨時・適切な指導に当たる。

- (2) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で、重大事案が発生したものと見なし、調査などにあたる。
- (3) 重大事態とは、
  - ① 生徒が自殺を企図した場合
  - ② 心身に重大な障害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神症の疾患を発症した場合である。

# いじめ撲滅宣言

いじめは、人の心・体を傷つけることです。どんな小さなことからでも、どんな小さな言動でも 相手を傷つけ、いじめにつながってしまう可能性があり、相手の心や からだを傷つけてしまいます。

どんなことから、いじめは始まるのでしょうか。

いじめは、相手を嫌だなぁと思うとき、相手に不信感をもったときに  
いじめにつながります。

いじめをなくすためにも、相手のことを考え、行動することが必要です。

全校生徒が 楽しく元気に 学校生活を送るために、一人ひとりが考え、  
笑顔のあふれる 喜界中学校にしていきましょう。

私たちはここに次のことを宣言します。

一、どんな理由があっても“いじめ”は絶対にしません。

一、いじめを見つけたら自分たちにできることを考え、行動します。

一、ひとりひとりがお互いの個性を認め合い、

思いやりの心をもって、中学校生活を送ります。

喜界町立喜界中学校 第11期生徒会

